騒音に係る環境基準の地域類型の指定

平成 24 年 3 月 30 日 豊見城市告示第 29 号

改正 令和3年3月18日豊見城市告示第21号

環境基本法(平成5年法律第91号)第16条第2項の規定により、騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域を次のとおり指定し、平成24年4月1日から施行する。

地域			備考
A 類型	B類型	C 類型	1
第1種低層住居専	第1種住居地域	近隣商業地域	図のうち実線で
用地域	第2種住居地域	準工業地域	表示した区域
第2種低層住居専	準住居地域	工業地域	
用地域	字我那覇、字名嘉		
第1種中高層住居	地、字田頭、字瀬		
専用地域	長、字与根、字伊		
第2種中高層住居	良波、字座安、字		
専用地域	渡橋名、字上田、		
	字渡嘉敷、字翁		
	長、字保栄茂、字		
	高嶺、字平良、字		
	高安、字饒波、字		
	金良、字長堂、字		
	嘉数、字真玉橋及		
	び字根差部の各		
	一部		

備考

- 1 A類型、B類型及びC類型とは、騒音に係る環境基準について(平成10年 環境庁告示第64号)の第1の表に掲げる類型を示す。
- 2 この表において、第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第

- 1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域とは、都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号の規定により定められた地域をいい、臨港地区の分区とは、港湾法(昭和25年法律第218号)第39条第1項の規定により定められた地域をいう。
- 3 関係図は、省略し、豊見城市市民部生活環境課に備え置き、閲覧に供する。 (図省略)

前文(抄)(平成24年3月30日豊見城市告示第29号) 平成24年4月1日から施行する。

前文(抄)(令和3年3月18日豊見城市告示第21号)令和3年4月1日から施行する。